

平成 31 年 4 月 1 日以降適用の技術者単価等の運用に係る特例措置について

青森県県土整備部では、平成31年4月1日以降公告するものから適用する労務単価（以下「新労務単価」）及び技術者単価（以下「新技術者単価」）を定めました。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定め取り扱うこととしたので、お知らせします。

記

1 措置の内容

新技術者単価、新労務単価の決定に伴い、下記2に定める建設コンサルタント業務等の受注者は、「建設関連業務委託契約約款」第55条の定めに基づき、旧技術者単価、旧労務単価に基づく契約を新技術者単価、新労務単価に基づく契約に変更するための委託料の変更の協議を請求することができます。

2 対象業務

平成 31 年 3 月 1 日以降に契約を行う建設コンサルタント業務等のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して積算しているものが対象となります。

なお、対象となっている建設コンサルタント業務等では、調査員から受注者へ当該特例措置の対象となっている旨書面で通知が行われます。

3 委託料の変更

変更後の委託料については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において $P_{\text{新}}$ 及び k はそれぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価により積算された委託料対応額

k ：当初契約の落札率

4 請求期限

本通知に基づく委託料変更の受注者からの協議の請求期限については、対応の通知のあった日から14日以内とします。

なお、「対応の通知のあった日」とは、調査員から対象受注者へ通知した日とします。

5 その他

建設非関連業務のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して積算しているものは、各々の非関連業務契約書の条項に基づき、通常の建設関連業務と同様に新技術者単価及び新労務単価に基づく契約に変更するための委託料の変更の協議を請求することができます。

【担当】

青森県 県土整備部

整備企画課 技術管理グループ

TEL：017-734-9645

Mail：seibikikaku@pref.aomori.lg.jp